【児童手当 制度改正 手続き要否確認フローチャート】

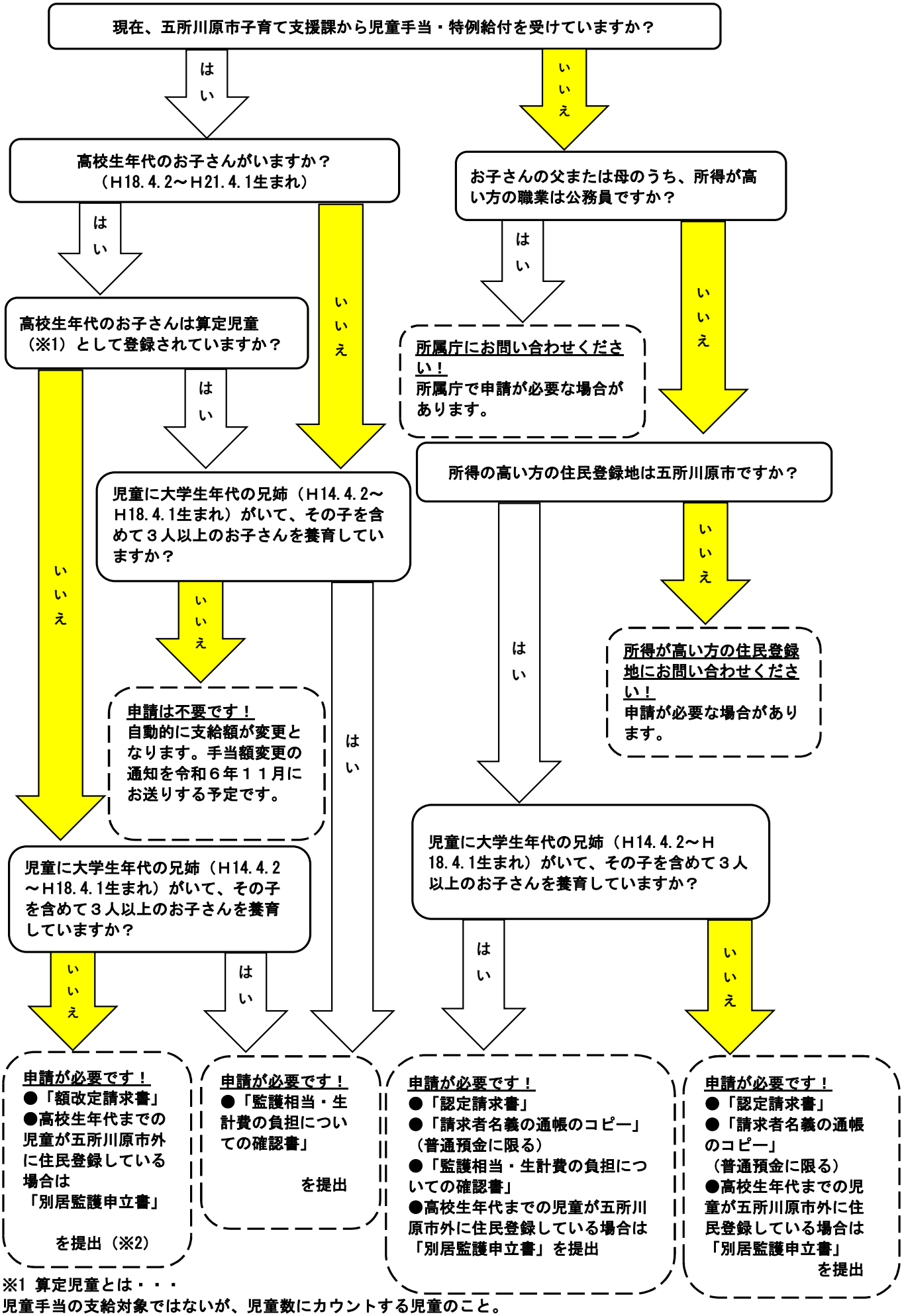

※1 算定児童とは・・・
児童手当の支給対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。
別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。

※2「額改定請求書」「別居監護申立書」の様式は、市ホームページからダウンロードし提出をお願いいたします。
（窓口にも備え付けてあります）